資料 29-2

（改定案）

ＣＩＳＰＲ委員会運営要綱

制定：　平成 13 年 2 月 15 日
改正：　平成 13 年 9 月 28 日
平成 18 年 2 月 13 日
平成 21 年 1 月 20 日

1　審議事項

ＣＩＳＰＲ委員会（以下「委員会」という。）は、「国際無線障害特別委員会（ＣＩＳＰＲ）の諸規格について」（情報通信審議会に引き継がれた電気通信技術審議会諮問第３号）に基づき、次の審議を行う。

(1) ＣＩＳＰＲ勧告案等に対する評価について
(2) ＣＩＳＰＲ勧告の国内規格化について

2　運営方針

(1) ＣＩＳＰＲ勧告案等に対する評価について

ＣＩＳＰＲ勧告案に対する評価及びＣＩＳＰＲ勧告の国内規格化計画に関し、毎年一年間のＣＩＳＰＲ委員会の活動方針を審議・評価し、情報通信審議会情報通信技術分科会における審議及び情報通信審議会における一部答申に資する。

一部答申された年間活動方針に従い、ＣＩＳＰＲ勧告案の照会に応じて当該勧告案に対する評価を行う。

また、ＣＩＳＰＲ総会の開催時期に合わせ、ＣＩＳＰＲの組織、規則及び手続き等の策定に関する照会の文書等に対する評価を行い、情報通信審議会情報通信技術分科会における審議及び情報通信審議会における一部答申に資する。

(2) ＣＩＳＰＲ勧告の国内規格化について

ＣＩＳＰＲ勧告の国内規格化に関する審議を行い、情報通信審議会情報通信技術分科会における審議及び情報通信審議会における一部答申に資する。

なお、ＣＩＳＰＲ勧告は、その対象範囲が極めて広いので、緊急性、重要度等を考慮しながら優先順位をつけて審議を行う。

3　構成

(1) 委員会に、主査代理及び副主査を置く。
(2) 主査代理は、委員会に属する専門委員のうちから主査が指名する。
(3) 主査は、委員会が審議する事項について特に専門的な審議を行う必要があると認めるときは、主任を長とするグループを置くことができる。
(4) グループ主任及びその構成員は、委員会に属する専門委員のうちから主査が指名する。~~また、~~グループの主任のうち、主査又は主査代理でない者は副主査を兼ねる~~こととする~~。
(5) 主査は、委員会が審議する事項について特定案件に係る専門的な審議を行う必要があると認めるときは、主任を長とする小委員会を置くことができる。小委員会主任及びその構成員は、主査が指名する。

4　委員会の運営方法

(1) 主査は、委員会の議事を掌理する。
(2) 主査が不在のときは、主査代理又は副主査がその職務を代行する。
(3) 主査は、必要と認めるときは、文書等による審議を行うことを通知した上で審議を行わせることができる。
(4) 主査は、審議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席、説明又は文書等の資料の提出を求めることができる。
(5) 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の主査が非公開とすることを必要と認めた場合にあっては非公開とすることができる。
(6) 会議に使用する文書等のうち、IEC 又は CISPR により不公表とされたもの、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあるもの、公にすることにより不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについて、主査が認めるところによりその全部又は一部を不開示とすることができる。
　また、会議で使用する文書等の一部に不開示とする情報が記録されている場合で、不開示とする情報が記録されている部分を容易に区分して除くことにより開示しても差し支えない場合には、主査が認めるところにより不開示とする情報が記録されている部分を除いたうえで開示するものとする。
(7~~5~~) その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が定める。
(8~~6~~) グループ又は小委員会の運営に関し必要な事項は、当該グループ又は小委員会の主任が定める。